平成２３年（フ）第２７３４号
横浜市緑区十日市場町901番地19　ハイツヨコ丁305号
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７４１号
横浜市神奈川区羽沢町1387番地１　ドミール羽沢Ｂ棟102号
債務者　西尾　哲夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
石川県七尾市大和町ヌ部17番地８、従前の住所石川県七尾市矢田町２号194番地３
債務者　中立　潤二
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前11時50分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第６６０号
川崎市川崎区下並木14番地３　ダイアパレス川崎第３　301
債務者　吉田多美子（旧姓大胡田）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
川崎市多摩区南生田５丁目８番３号　ハイネス生田102
債務者　高田　松憲
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６４号
川崎市多摩区南生田５丁目８番３号　ハイネス生田102
債務者　高田　澄子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
川崎市中原区上平間333番地
債務者　加藤　芳子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
岡山県津山市野介代1418番地７
債務者　尾崎美津江
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月26日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１４６６６号
東京都板橋区中板橋31―10―110
債務者　木村　麻男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６６７号
東京都練馬区羽沢２丁目８―12―102
債務者　須藤　壽男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６６８号
東京都江東区三好４丁目７―10―801
債務者　山下美恵子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６６９号
東京都世田谷区鎌田３丁目29―16　ウィル・ガーデンＢ―２
債務者　重山　　修
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６７２号
東京都台東区浅草４丁目７―12　アビタシオン浅草Ⅲ402
債務者　菅谷　幸一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６７４号
東京都練馬区大泉町１丁目６－５―502
債務者　鈴木　利治
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７０６号
東京都足立区東和４丁目２－６―101
債務者　小原　弥生（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部